

労務管理説明会

令和4年監督実施結果（大阪府、一部抜粋）



違反の内訳

- 1 76件 割増賃金（労基法第37条）
- 2 63件 労働時間（労基法第32条）
- 3 52件 年次有給休暇（労基法第39条）
- 4 49件 就業規則（労基法第89条）
賃金台帳（労基法第108条）
- 5 25件 労働条件通知書（労基法第15条）
- 6 12件 休憩（労基法第34条）

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

はじめに
平成12年の介護保険法の施行以前、介護提供事業に就く労働者や、これら介護労働者をサポートする社会福祉施設に勤務する労働者は、労働条件の確保が十分に行われておらず、労働条件の改善が求められておりました。このパンフレットでは、労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをお知らせし、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをお知らせし、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

このパンフレットについて（印刷物）
このパンフレットは、労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをお知らせし、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

また、このパンフレットは、労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをお知らせし、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

厚生労働省 経済労働政策局 労働基準課

ダウンロードは
こちらから



労働基準関係法令のあらまし
大阪労働局 OSAKA LABOUR BUREAU



労働基準法、賃金支払法等の労働基準関係法令は、労働条件の確保・改善を目的として制定されています。労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

また、このパンフレットは、労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをお知らせし、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を促すことを目的としています。

厚生労働省 経済労働政策局 労働基準課

こちらをご参照
ください



1. 労働時間の適正把握について

(1) 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録して下さい。

準備	業務	休憩	業務	手待	業務	後始末	研修
----	----	----	----	----	----	-----	----

7:30 20:00

出勤簿の様に出勤の有無だけを記録するもの、勤務時間表の様にその日の労働時間数だけを記録するものから、始業・終業時刻を確認し、ここから労働時間を把握する仕組みにしましょう。

3/1	3/2
印	印

3/1	11.5 時間
3/2	8.0 時間

日付	始業時刻	終業時刻	労働時間
3/1	7:30	20:00	11:30

労働時間の確認・記録方法は、原則として次の方法で行って下さい。

使用者自らが現認
客観的な記録を基礎とする

- タイムカード
- ICカード
- パソコンの使用時間記録 等

(2) 自己申告制を行わざるを得ない場合の注意点は、次のとおりです。
労働時間の管理者に対する自己申告制の適正運用等の十分な説明を行う。
必要に応じて実態調査を行う。
適正な自己申告を阻害するような措置を設けてはならない。

日付	入場	退出
3/1	7:20	20:20

客観的な記録との突合せや、本人・関係者へのヒアリング等

電源 on
7:25

電源 off
20:10

調査結果から
所要の労働時間の補正

日付	始業	終業	労働
3/1	8:00	17:00	8:00

7:30

20:00

11:30

労働時間の適正把握のために
使用者が実施すべき措置に関するガイドライン

ガイドラインの主なポイント

① 労務管理には労働時間の適正な把握が不可欠であること

② 労働時間の適正な把握が求められる理由

③ 労働時間の適正な把握が求められる理由

④ 労働時間の適正な把握が求められる理由

⑤ 労働時間の適正な把握が求められる理由

ダウンロードは
こちらから

2. 勤務間インターバルについて



ダウンロードは
こちらから



【お問い合わせ先】
 大阪労働局 茨木労働基準監督署
 〒567-8530
 大阪府茨木市上中条2-5-7
 TEL: 072-604-5308